

公益社団法人富山県医師会長 殿

富 山 県 厚 生 部 長
(公印省略)

指定難病の医療受給者証に記載された医療機関の取扱いについて

日頃から本県の難病対策の推進につきまして、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、今後、次のとおりに取扱うことといたしましたので、貴会会員への周知をお願いいたします。

なお、この取扱いは当面の間の運用であり、今後、変更する際には、改めてお知らせいたします。

記

- 1 原則として、受給者証には利用する指定医療機関の名称を全て記載するが、記載がない場合であっても、指定医療機関であれば医療受給者証を適用できることとする。
- 2 指定医療機関の変更手続きは、次回の更新申請の際に更新申請書に記載することで差し支えないこと。
なお、その他の事項の変更の際に併せて手続きを行っても差し支えない。
- 3 富山県以外の医療受給者証であって、自施設の名称が記載されていない受給者証を提出された場合は、医療費助成の適用が可能かどうかを受給者に確認し、不明な場合は発行元の都道府県に問合せをすること。
なお、旅行中等で緊急その他やむを得ない場合には、名称の記載の有無にかかわらず適用することができること。
- 4 受給者証への名称の記載の有無に関わらず、当該医療機関等が指定医療機関ではない場合は、引き続き、医療費助成の対象とはならないこと。

事務担当：健康課感染症・疾病対策班

TEL：076-444-4513 FAX：076-444-3496